

# 長州戦争における豊後幕領農民の負担と動向

佐藤晃洋

## はじめに

長州戦争に関しては、久留島浩氏が「長州戦争と備中の幕領——幕領における中間支配機構の一考察」<sup>(1)</sup>において指摘されているように、幕府軍側の具体的な分析は少ない。そして、幕領における物資徴収・夫役人足徴発について具体的に分析したもののは、久留島氏の前掲論文のみといえるであろう。久留島氏は、「主に広島方面の幕府軍の兵站線として重要な役割を果たした備中の幕領」における物資徴収・夫役人足徴発について分析されている。

そこで本稿では、長州戦争において小倉方面に集結した幕府軍のために、物資徴収・夫役人足徴発が実施された豊後の幕領における負担を具体的に分析することにより、長州戦争の一面を明らかにすることを課題とした。なお、本稿における長州戦争の経過の記述は、「徳川実紀」<sup>(4)</sup>・「維新史」<sup>(5)</sup>・「小倉市誌」<sup>(6)</sup>を基本史料とした。

## 一 物 資 徹 収

元治元年（一八六四）七月十九日に禁門の変が勃発し、幕府は八月一日に長州藩征討を全国に命令した。そして、大坂城において、長州藩征討の軍議を開き、將軍みずから軍を進めることを声明した。征長総督には前尾張藩主徳川慶勝を任命し、副将には越前藩主松平茂昭を当て、総攻撃開始期日を一月一八日と決定した。

一〇月二十四日、副将松平茂昭は、四千人の軍勢とともに豊前国宇島に上陸し、小倉に入った。

このような動きの中で、元治元年一〇月、豊後国直入郡や玖珠郡の幕領では、株・沓・草鞋・大豆・味噌の徵収が行われた。<sup>(7)</sup> 史料的制約により、徵収量を明らかにしうるのは直入郡一二ヶ村のみである。第一表は直入郡一二ヶ村の徵収量を示したものである。第一表から物資の徵収量と村高との関係をみると、物資いすれもが、ほぼ村高に応じて分担しているといえよう。ただ、一二ヶ村の中で村高の高い橋木村と塩手村、村高の低い二俣村と山浦村が、比較的に負担が軽くなっている。この理由は、史料的制約のため、明らかにしえない。

第一次長州戦争は、実際の戦闘にならず、長州藩の三家老が切腹し、幕府へ恭順謝罪といふことで、一二月二七日に撤兵令が発せら

第1表 元治元年10月の直入郡12ヶ村における負担物資量

村名	村高 (A)	株		沓		草鞋		大豆		味噌	
		負担量(B)	A/B	負担量(C)	A/C	負担量(D)	A/D	負担量(E)	A/E	負担量(F)	A/F
		(尺)		(尺)		(尺)		(斗)		(貫)	
橋木	611.022	19	32.2	50	12.2	79	7.7	30.38	20.1	44.5	13.7
塩手	498.358	17	29.3	56	8.9	88	5.7	11.63	42.9	49.9	10.0
名子山	259.372	10	26.0	34	7.6	53	4.9	6.94	37.4	29.8	8.7
釣小野	245.27	9	27.3	32	7.7	50	4.9	6.57	37.3	28.1	8.7
石合	204.592	8	25.6	27	7.6	42	4.9	5.476	37.4	23.5	8.7
井手野	202.694	8	25.3	26	7.8	41	4.9	5.42	37.4	23.9	8.5
小津留	197.386	8	24.7	26	7.6	40	4.9	5.28	37.4	22.6	8.7
城後	193.109	7	27.6	25	7.7	39	5.0	5.17	37.4	22.2	8.7
須郷	173.623	7	24.8	23	7.6	35	5.0	4.64	37.4	19.9	8.7
二俣	154.121	3	51.4	12	12.8	19	8.1	2.57	60.0	11.0	14.0
仲	144.041	5	28.8	18	8.0	27	5.3	3.65	39.5	15.5	9.3
山浦	105.736	3	35.2	11	9.6	17	6.2	2.29	46.2	9.8	10.8
	2989.324	104		340		530		90.016		300.7	

註 (1) 村高は『豊後國旧県管地沿革記附録』から作成。

(2) 各物資の負担量は、田北家文書「元治元年十月、御公儀様長州御征罰ニ付株・沓・草鞋・大豆・味噌割賦帳」から作成。

(3) A/B・A/C・A/D・A/E・A/F欄は、小数点第二位以下を四捨五入した。

れた。

第2表 慶応元年5月の玖珠郡・直入郡における負担生梅量

郡	村名	村高 (A)	生梅	
			負担量(B) (升)	A/B
玖珠郡	町野右引粟後惠菅田下湯上木小	1166.531 1126.688 1078.375 917.627 893.797 581.267 549.083 502.745 398.613 272.485 266.885 219.624 103.172 100.758	35.8 32.5 36.0 17.6 12.6 19.9 14.7 17.6 10.0 9.1 7.7 7.7 2.8 2.8	32.6 34.7 30.0 52.1 70.9 29.2 37.4 28.6 39.9 29.9 34.7 28.5 36.8 36.0
	小計	8177.65	226.8	
直入郡	橘塩名釘石井小城須二仲山	611.022 498.358 259.372 245.27 204.592 202.694 197.386 193.109 173.623 154.121 144.041 105.736	33.1 40.0 23.4 22.5 18.8 18.7 18.1 17.7 15.9 8.8 12.4 7.9	18.5 12.5 11.1 10.9 10.9 10.8 10.9 10.9 10.9 17.5 11.6 13.4
	小計	2989.324	237.3	

註 (1) 村高は『豊後国旧県管地沿革記附録』から作成。

(2) 生梅の負担量は麻生家文書「元治二年、諸御用留帳」と田北家文書「慶応元年五月、長州御征伐ニ付梅郡中割賦帳」から作成。

(3) A/B欄は、小数点第二位以下を四捨五入した。

その後、長州藩では、高杉晋作らの挙兵とともに、藩論が倒幕に一変した。そこで幕府は、慶応元年（一八六五）五月に征長先峰総督に紀州藩主徳川茂承を任命し、老中の唐津藩嗣子小笠原長行を九州方面の諸藩監軍として小倉に赴かせた。

豊後の玖珠郡や直入郡の幕領では、生梅の徵収が五月に行われた。<sup>(8)</sup> 第二表は玖珠郡・直入郡の生梅の徵収量を示したものである。表に示した以外の幕領の実態を明らかにしえないので推測の域を出ないが、第二表を見る限り、この生梅の徵収量は幕領すべてに一定の割合で村高に応じて決定されたものではないよう考へられる。また、玖珠郡一四ヶ村の徵収量合計が二石三斗七升三合であることから考へて、地縁的なロックごとに割り当てたもののように思われる。

さて、第二次長州戦争は、慶應二年（一八六六）六月七日に実際の戦闘に突入した。この戦闘のため、六月から七月にかけて再び物資の徵収が行われた。

直入郡一二ヶ村には、六月に、第三表に示したように、秣と大豆が徵収された。<sup>(9)</sup> 徵収量は、多少差はあるが、直入郡内ではほぼ村高に応じたものようである。

七月になると、一七日に直入郡一二ヶ村では、梅干・沓・草鞋・大豆・味噌・松明・香ノ物・秣が徵収されている（第四表）。香ノ物だけは、徵収量が記されていないので、表では、

第3表 慶應2年6月の直入郡12ヶ村における負担物資量

村名	村高 (A)	秣		大豆	
		負担量 (B) (升)	A/B	負担量 (C) (升)	A/C
橘木	611.022	174.5	3.5	79.2	7.7
塩手	498.358	195.4	2.6	88.7	5.6
名子山	259.372	126.6	2.8	53	4.9
釧小野	245.27	110.0	2.2	50.1	4.9
石合	204.592	92.0	2.2	43.8	4.7
井手野	202.694	91.1	2.2	91.4	2.2
小津留	197.386	88.7	2.2	40.6	4.9
城後	193.109	86.2	2.2	39.4	4.9
須郷	173.623	78.0	2.2	35.4	4.9
二俣	154.121	43.2	3.6	19.6	7.9
仲	144.041	60.8	2.4	47.6	3.0
山浦	105.736	38.5	2.8	17.5	6.0
	2989.324	1185.0		606.3	

註 (1) 村高は『豊後國旧県管地沿革記附録』から作成。

(2) 各物資の負担量は、田北家文書「慶應二年六月、御公儀様長州御征伐ニ付秣・大豆割賦帳」から作成。

(3) A/B、A/C欄は小数点第二位以下を四捨五入した。

史料にしたがって○印とした。沓・草鞋の徵収量は、元治元年一〇月の徵収量と同じである。大豆・味噌は、差し出していない村もある。また、秣は橋木村のみが差し出している。これら大豆・味噌・秣は追加徵収できる村のみの徵収だったのであろうかとも考えられるが、史料的制約のため、明らかにしえない。

物資の徵収は、八月の飼葉徵収で終わりである。<sup>(11)</sup>直入郡一二ヶ村の飼葉徵収量は、第五表のとおりである。この分担も、直入郡内ではほぼ村高に応じているようである。

第二次長州戦争は、慶応二年七月二〇日の將軍家茂の死を契機に、八月二一日に征長停止勅令が幕府に下り、翌年一月二三日に幕府が征長休戦の勅許を布告して終わった。

ところで、慶応二年七月一七日に徵収した味噌だけは、翌年五月六日に、<sup>(12)</sup>第六表を示したように、割返しが行われている。塩手村・

第4表 慶応2年7月の直入郡12ヶ村における負担物資量

村名	村高 (A)	梅干		沓		草鞋		大豆		味噌		松明	秣	香ノ物
		負担量(B)	A/B	負担量(C)	A/C	負担量(D)	A/D	負担量(E)	A/E	負担量(F)	A/F			
橋木	611.022	29.2	20.9	50	12.2	79	7.7	9.2	66.4	4.5	135.8	20	1	。
塩手	498.358	30.0	16.6	56	8.9	88	5.7	6.8	73.3	9.9	50.2	20		。
名子山	259.372	17.9	14.5	34	7.6	53	4.9	4.5	57.6	9.8	26.5	10		。
釘小野	245.27	16.9	14.5	32	7.7	50	4.9			8.1	30.3	10		。
石合	204.592	14.1	14.5	27	7.6	42	4.9			3.5	58.5	10		。
井手野	202.694	10.4	14.5	26	7.8	41	4.9			3.2	63.3	10		。
小津留	197.386	13.6	14.5	96 (26カ)	2.1 (7.6カ)	40	4.9			2.6	75.9	10		。
城後	193.109	13.3	14.5	25	7.7	39	5.0	39.4	4.9	2.2	87.8	10		。
須郷	173.623	11.9	14.6	23	7.6	35	5.0	7.2	24.1			10		。
二俣	154.121	6.6	23.4	12	12.8	19	8.1	19.6	7.9	11.0	14.0	10		。
仲	144.041	9.3	15.5	18	8.0	27	5.3	27.2	5.3	15.5	9.3	10		。
山浦	105.736	5.9	17.6	11	9.6	17	6.2			9.8	10.8	10		。
	2989.324	179.1		410 (340カ)		530		113.9		80.1		140	1	

註 (1) 村高は『豊後國旧県管地沿革記附録』から作成。

(2) 各物資の負担量は田北家文書『慶応二年七月一七日、長州御征伐ニ付諸品取立帳』から作成。

(3) A/B・A/C・A/D・A/E・A/F欄は、小数点第二位以下を四捨五入した。

名子山村・山浦村からの徵収分は、七〇八貫ずつ減少しているが、他の村からの徵収分はそのままである。これらの味噌は、おそらく直入郡一二ヶ村の内のどこかの庄屋宅に集められ、他の物資とともに順次日田代官所経由で小倉表へ運搬する予定であったものであろう。しかし、長州戦争が終わったため、未発送の味噌だけが、各村へ割返されたのであると考えられる。

## 二 夫役人足徵發

第一次長州戦争に際しては、夫役人足徵發に関して記録されていない。史料的制約のため断定はできないが、実際の戦闘になつてないため、豊後の幕領からの夫役人足徵發には至らなかつたものかと考えられる。

第二次長州戦争が始まると、夫役人足徵發に関する記録が散見されるようになる。  
『<sup>(13)</sup> 豊後日田永山布政史料』には、次のように記されている。

慶應二年六月より長州征伐始り、御郡代小倉へ發向……御文配所日田・玖珠・直入・筑前怡土郡・日州富高・肥後天草・

第5表 慶應2年8月の直入郡12村ヶにおける負担飼葉量

村 名	村 高 (A)	飼 葉	
		負 担 量(B) (貫)	A/B
橋木	611.022	19.13	31.9
塩手	498.358	21.48	23.2
名子山	259.372	12.8	20.2
釣野	245.27	12.1	20.3
石合	204.592	10.1	20.3
井手	202.694	10.0	20.3
小津	197.386	9.73	20.3
城留	193.109	9.52	20.3
須後	173.623	8.6	20.2
二郷	154.121	4.74	32.5
仲俣	144.041	6.67	21.6
山浦	105.736	4.22	25.1
	2989.324	129.09	

註(1) 村高は『豊後國旧管地沿革記附錄』から作成。

(2) 飼葉の負担量は、田北家文書「慶應二年八月、長州御征伐ニ付飼葉割賦帳」から作成。

(3) A/B欄は、小数点第二位以下を四捨五入した。

肥前島原・松浦郡・豊前下毛郡・宇佐  
郡等三百人召連れ、其外庄屋五人宛組

合せ、十日交代に相詰る……

第二次長州戦争では、右史料のよう、  
日田代官所管轄下の幕領から夫役人足が徵  
発されたことを知りうる。この夫役人足徵  
発は、慶応二年六月、豊後の幕領に、次の  
ように申渡されている。<sup>(14)</sup>

### 申渡

此度長防江御人数御差向ニ相成ひニ付  
而者、兵糧其外持運等之ため、右人数  
ニ応人馬附屬無之ひ而者不相成ひ処、  
右者多分之人馬高ニ付、受負人足御雇  
上ニ相成ひハゝ、諸方之人馬相集りひ  
義ニ而、自然如何之もの紛入ひ哉も難  
計、右様之節者不容易義ニも至りひニ

付、何分受負人足等者難申付、御料所之ものニひ得者、御掛念も無之御安心之事ニ付御料所村々江右人馬夫役ニ被仰付  
間、其旨相心得、尤馬之義者場所ニ寄差支ひ由ニ付、都而人足ニ代り、村高千石ニ付五人宛壯健成者相撰、凡式拾五人ニ  
老人之当りを以宰領之者附添、差図之場所江差出ひ様可致ひ、右人足ニ罷出ひものとも何れニも難儀不致様、  
留主中者耕

第6表 直入郡12ヶ村における味噌の割返し量

村名	村高	慶応2年 7月17日 負担量	慶応3年 5月6日 割返し量		差
			(貫)	(貫)	
橋木	611.022	4.5	4.5	0	0
塩手	498.358	9.9	2.9	7	
名子山	259.372	9.8	2.2	7.6	
釣小野	245.27	8.1	8.1	0	
石合	204.592	3.5	3.5	0	
井手野	202.694	3.2	3.2	0	
小津留	197.386	2.6	2.6	0	
城後	193.109	2.2	2.2	0	
須郷	173.623				
二俣	154.121	11.0	11.0	0	
仲	144.041	15.5	15.5	0	
山浦	105.736	9.8	1.8	8	
	2989.324	80.1	57.5	22.6	

註 (1) 村高は『豊後國旧県管地沿革記附録』から作成。

(2) 慶応2年7月17日の負担量は、田北家文書「慶応二年七月一七  
日、長州御征伐ニ付諸品取立帳」から作成。

(3) 慶応3年5月6日の割返し量は、田北家文書「慶応三年五月六  
日、長州御征伐味噌割返シ帳」から作成。

作手代り雇入の丈ヶ之御手当被下、万一妻子等不慮之難儀も相生ひハヽ、是又御手当被下の間、右様之節は取調可申立、先きニおるてハ食料其外寒さニ向ひ御手当布団迄も御用意被成下置ひ積りニ、右等之趣厚御含申諭し、沙汰次第罷出ひ様可取計ハ。

但、人足共留主中耕作手代り雇賃ハ、壱ヶ年金貳拾両之割を以日割ニ而村方江相渡、先々ニ而者御賄被下の外、菜代其外為御手当、壱人ニ付一日錢百文ツヽ相渡、右之外裕半天・股引・足袋共一通ツヽ被下、布団も御貸渡相成、宰領之もの江者、右御手当平人足式人分被下の積ニ付、此段も差合申諭、宰領之もの者差働有之もの相撰差出ひ様可取計ハ寅六月

この申渡は、久留島氏が紹介した慶応元年九月に備中の幕領に申渡されたものとほぼ同文である。申渡の要点を示すと、(1)幕領の農民ならば素性の不確かな者が紛れ込む心配はなく、安心して夫役人足として任務をまかせられる、(2)夫役人足に対して「御手当」などを下付する、(3)人数は「高千石ニ付五人」の割合で夫役人足を、また夫役人足二五人に一人の割で宰領を徵發する、というものである。

夫役人足に対する「御手当」などについては、史料的制約のため、下付状況など明らかにしえない。

宰領については、慶応二年七月九日の「永山神主家日記録」<sup>(16)</sup>にくわしくみることができる。

……庄屋・町年寄者勿論、名字帶刀御免之面ミ、町村共闇取、五人宛組合罷出ひ様ニ而、廿日交代位ニ極罷出ひ……

すなわち、宰領には、庄屋・町年寄及び名字帶刀が許可された者たちの内からくじによつて選ばれ、五人宛組み合わせて、二〇日位（前掲の『豊後日田永山布政史料』では一〇日）を単位として交代することになつていたことを知りうる。

ところで、六月に夫役人足徵發の申渡があつたのは前述の通りであるが、同時に次のような兵賦に関する通達もなされてい

<sup>(17)</sup>

御領所兵賦差出之義、去ニ子年中被仰渡、去丑年猶又御沙汰之次第も有之、関東ニおるてハ兵賦速ニ差出ひ、夫外も追ミ御遣方有之、高千石ニ付壱人宛之割合を以強壯之者当寅二月迄差出方被仰付、正兵差出ひ儀之處、当御支配所之儀者格別遠路ニ付正兵差出方難儀ニも有之ハヽ、追而御沙汰有之ハヽ迄ハ、先金納之積、尤寅二月六月割上納之積、掛高取調可申上旨被仰渡ひ、右御支配所之内ニ者……多分之夫役相勤ひ場所も有之、又者諸家之往来ニ而運送夫役も不少、其上近年打続之違作下方疲勞之折柄ニ付、暫々兵賦差出方御猶予之儀……申立ひ得共、御取持ニ不相成、前断之通被仰付ひ上者、何連共兵賦不相勤ひ而者難相済儀ニ付迫ニ取調沙汰ひ様可致ひ間、兼而相心得置申ひ、依之申達ひ、

寅六月

要旨を示すと、①千石につき一人の割合で兵賦を差し出すようにという申渡が元治元年と慶応元年にあつたが、日田代官所管轄下の幕領は「遠路」ゆえ、代金納可、②代金納は二月から月割とする、③度重なる夫役動員や助郷役などの負担の増加、また凶作続<sup>(18)</sup>きなどの理由で農民から出された猶予願いは、許可しない、というものである。

兵賦については、慶応二年七月一六日の申渡に詳しく述べているが、それによると、「兵賦与申者、村方々千石ニ付壱人宛之当ヲ以、力強く達者成者相撰、江戸表江差発ひ」者たちであり、「関東筋御料所者、兩・三年以前<sup>(19)</sup>」実施されていた制度であるという。この兵賦とは、文久二年（一八六二）一二月に幕府が編成命令を発した「歩兵組」のことであろうか。この兵賦の詳細については、史料的制約のため、明らかにしえない。

さて、夫役人足徵發の申渡と同時に、兵賦代金納の猶予が許可できないと通達された日田郡の幕領では、再び兵賦代金納の猶予を歎願し、夫役人足も差し出さなかつたのであろうか、七月一六日にも、兵賦代金納及び夫役人足徵發に關する通達がなされている。<sup>(19)</sup>その通達の要旨を示すと次のようになる。①兵賦と夫役人足は別のものであり、混同してはならない。「夫人足ハ此節一時之勉方、兵賦者御料所之国役」である。②差したり早く夫役人足を差し出すこと。③兵賦代金納及び夫役人足徵發は、「下ニ住ニ之難渋被為汲取ひ而之御沙汰」であり、「小倉表夫人足之儀者御手當迄御沙汰有之」ということも考え、兵

第7表 慶応2年6月の直入郡12ヶ村における人足賃負担及び人足数

村名	村高(A)	人足賃錢		人足数 (人)
		負担量(B)	A/B	
橘木	611.022	17.8125	34.3	2
塩手	498.358	19.6875	25.3	2
名子山	259.372	12.1875	21.3	1
釘小野	245.27	11.25	21.8	1
石合	204.592	9.375	21.8	1
井手野	202.694	9.375	21.6	1
小津留	197.386	9.375	21.1	1
城後	193.109	9.375	20.6	1
須郷	173.623	8.4375	20.6	1
二俣	154.121	4.6875	32.9	1
仲	144.041	6.5625	21.9	1
山浦	105.736	3.75	28.2	0
	2989.324	121.875		13

註 (1)『豊後國旧県管地沿革記附録』から作成。

(2)人足賃負担及び人足数は、田北家文書「慶応二年六月一六日、長州御征伐ニ付村々人夫割賦帳」から作成。

(3)A/B欄は、小数点第二位以下を四捨五入した。

第8表 慶応2年7月の直入郡12ヶ村における人足賃負担及び人足数

村名	村高(A)	人足賃錢		人足数 (人)
		負担量(B)	A/B	
橘木	611.022	13.9061	43.9	1
塩手	498.358	15.5775	32.0	2
名子山	259.372	9.2983	27.9	1
釘小野	245.27	8.7909	27.9	1
石合	204.592	7.3344	27.9	1
井手野	202.694	7.2629	27.9	1
小津留	197.386	7.0738	27.9	0
城後	193.109	6.92	27.9	1
須郷	173.623	6.2209	27.9	1
二俣	154.121	3.4447	44.7	0
仲	144.041	4.8518	29.7	1
山浦	105.736	3.0697	34.4	0
	2989.324	93.751		10

註 (1)村高は『豊後國旧県管地沿革記附録』から作成。

(2)人足賃負担及び人足数は、田北家文書「慶応二年七月長州御征伐付小倉詰人足井賃錢共割賦書上帳」から作成。

(3)A/B欄は、小数点二位以下を四捨五入した。

賦代金納を猶予することはできない。また、兵賦代金納を猶予して、その分を年貢にくり込めば、農民はいよいよ難儀するであろう。このことからも、猶予することはできない、という通達である。

このような通達に対する日田郡の幕領での対応状況は明らかにしえない。そこで、直入郡の幕領一二ヶ村での夫役人足徵發状況を具体的に、史料「慶応二年六月一八日、長州御征伐ニ付村々人夫割賦帳」(以下、B史料と仮称)、「慶応二年七月、長州御征伐付小倉詰夫人足井賃錢共割賦書上帳」(以下、B史料と仮称)、「慶応二年七月、長州御征伐ニ付村々人夫割賦帳」(以下、A史料と仮称)、「慶応二年七月、長州御征伐付小倉詰夫人足井賃錢共割賦書上帳」(以下、A史料と仮称)から作成。

〔<sup>20</sup>〕「錢割賦帳」（以下、C史料と仮称）によつてみると、直入郡一二ヶ村では、兵賦に關する史料はみだしえなかつた。

第七表は、六月一八日のA史料によつて作成したものである。ここでは、夫役人足賃錢は一人当り九貫三七五匁であり、夫役人足一三人の配分が決められている。村高との関係をみると、千石につき約四・三人となる。

第八表は、七月のB史料によつたもので、賃錢は九貫三七五匁でA史料と同額である。しかし、夫役人足は一〇人で、三人少くなっている。村高との関係をみると、千石につき約三・八人となる。

第九表は、七月のC史料によつたもので、賃錢は八貫七五〇匁であり、A・B史料より六二五匁減少しているが、夫役人足数はB史料と同様一〇人である。村高との関係をみると、B史料と同様千石につき約三・八人である。また、C史料をみると、賃錢の約一七・一%の付加率で付加錢が別に課せられている。この付加錢は、一二ヶ村を合計すると約一五貫となる。C史料に、庄屋の小倉行の賃錢を一五貫とすることが記されていることから、付加錢は宰領

第9表 慶応2年7月の直入郡12ヶ村における人足賃錢負担及び人足数

村名	村高(A)	夫役人足賃錢と付加錢				夫役人足	宰領
		賃錢(B)	付加錢(C)	付加率 (C/B×100)	合計(D)		
橘木	611.022	12.95	2.2249	17.2	15.1749	40.3	2
塩手	498.358	14.5425	2.4924	17.1	17.0349	29.3	1
名子山	259.372	8.68	1.4878	17.1	10.1678	25.5	1
釘小野	245.27	8.2075	1.4067	17.1	9.6142	25.5	1
石合	204.592	6.8425	1.1735	17.2	8.016	25.5	1
井手野	202.694	6.7812	1.162	17.1	7.9432	25.5	1
小津留	197.386	6.6062	1.1318	17.1	7.738	25.5	1
城後	193.109	6.4575	1.1072	17.1	7.5647	25.5	1
須郷	173.623	5.8182	0.9955	17.1	6.8141	25.5	1
二俣	154.121	3.22	0.551	17.1	3.771	40.9	0
仲	144.041	4.5238	0.7763	17.2	5.3001	27.2	0
山浦	105.736	2.87	0.4911	17.1	3.3611	31.5	0
	2989.324	87.4994	15.0006	17.1	102.5		10

註 (1) 村高は『豊後國旧県管地沿革記附録』から作成。

(2) 夫役人足賃錢と付加錢、夫役人足、庄屋は、田北家文書「慶応二年七月、長州御征伐ニ付小倉詰夫人足賃錢割賦帳」から作成。

(3) 付加率欄、A/D欄は、小数点第二位以下を四捨五入した。

としての庄屋一人の賃錢分と考えられる。そして、石合村の庄屋が宰領となつたことがわかる。なお、A・B・C史料の数字に相違があつたことは前述の通りであるが、これにともなつて各村の負担にも変動がみられる。この数的変化の過程を、第一〇表～第一二表によつてみてみよう。

第一〇表は、A史料によつたものであるが、夫役人足一三人の配分をみれば、村高の高い橋木村と塩手村が二人、村高の低い山浦村が夫役人足なしで、他の九ヶ村は一人ずつである。これは、一応村高に応じた配分といえそうである。また、夫役人足の賃錢は、A史料をみると、原則的には自村負担のようであるが、塩手村・名子山村・釣小野村の三ヶ村や、夫役人足負担のない山浦村は、他村に補助をしている。すなわち、塩手村は夫役人足賃錢の一〇%にあたる九三七・五匁を須郷村に補助し、同様に名子山村は三〇%相当を仲村に、釣小野村は橋木村と二俣村に一〇%相当ずつを、山浦村は四〇%相当を二俣村にそれぞれ補助している。ところで、橋木村は村高が高いわりに釣小野村から補助を受けているが、理由は明らかでない。また、塩手村は夫役人足を一人負担した上に、須郷村に賃錢補助をしているのが注目される。

第一表は、B史料によつて、夫役人足の割り直しと賃錢負担を示したものである。夫役人足は、橋木村が二人から一人になり、小津留村と二俣村が夫役人足負担免除というように、三人少なくなつておらず、その配分は村高に応じた配分ではなさそうである。また、その賃錢をみると、他村からの負担が多くなっている。すなわち、橋木村は夫役人足賃錢の約四八・三%相当を名子山村と仲村に配分し、小津留村は約七五・五%相当を塩手村・石合村・須郷村に配分、二俣村は約三六・七%相当を井手野村と城後村に配分、山浦村は約三二・七%相当を塩手村・名子山村・釣小野村・井手野村に配分している。

第一二表は、C史料によつたものであるが、夫役人足一〇人の配分は、第一表と比較すると、再び村高に応じた配分に近くなつてている。配分状況は、村高の一番高い橋木村が二人、村高の低い二俣村・仲村・山浦村の三ヶ村が夫役人足を負担しており、他の八ヶ村は各一人の夫役人足を出すことになっている。ただし、石合村では夫役人足の他に、庄屋が宰領として出ることになっている。夫役人足の賃錢についてみると、自村負担に近くなつてゐるが、その不足分は他村からの補助を受けて

第10表 慶応2年6月の直入割12ヶ村における人足賃錢負担

	橘木	塩手	名子山	釣小野	石合	井手野	小津留	城後	須郷	二俣	仲	山浦	人足賃錢人足數 (金)
橘木	17.8125												18.75
塩手		18.75											2
名子山			9.375										1
釣小野				9.375									9.375
石合					9.375								1
井手野						9.375							9.375
小津留							9.375						1
城後								9.375					1
須郷									9.375				1
二俣										9.375			1
仲											9.375		1
山浦												9.375	1
負担量 (金)	17.8125	19.6875	12.1875	11.25	9.375	9.375	9.375	8.4375	4.6875	6.5025	3.75	121.875	13

註 田北家文書「慶応二年六月一六日、長州御征伐ニ付村々人夫割賦帳」から作成。

第11表 慶応2年7月の直入郡12ヶ村における人足賃錢負担

	橘木	塙手	名子山	釣小野	石合	井手野	小津留	城後	須郷	二俣	仲	山浦	人足賃錢 (銭)	人足 數 (人)
橘木	9.375												9.375	1
塙手		15.5775											1.2934	2
名子山	0.0079												0.0698	1
釣小野													0.5841	1
石合													9.375	1
井手野													9.375	1
小津留													9.375	1
城後													9.375	1
郷侯													9.375	1
二仲													9.375	1
山浦													9.375	1
負担量 (両)	13.9061	15.5775	9.2983	8.7909	7.3344	7.2629	7.0738	6.92	6.2209	3.4447	4.8518	3.0697	93.75	10

註 田北家文書「慶応二年七月、長州御征伐付小倉諸人足井賃錢共割賦書上帳」から作成。

第12表 慶応2年7月の直入郡12ヶ村における人足賃金負担

	橘木	塩手	名子山	釣小野	石合	井手野	小津留	城後	須郷	二俣	仲	山浦	人足賃 金(銭)	人足数 宰(人)	領 人(人)
橘木	15.1749												0.7031	17.5	2
塩手		8.75											8.75	1	
名子山			8.75										8.75	1	
釣小野				8.75									8.75	1	
石合					8.016								23.75	1	1
井手野						7.9432							0.8068	8.75	1
小津留							7.738						1.012	8.75	1
城後								7.5647					0.8392	8.75	1
須郷									6.8141					1	
二俣															
仲															
山浦															
負担量 (貨)	15.1749	17.0349	10.1678	9.6142	8.016	7.9432	7.738	7.5647	6.8141	3.771	5.3001	3.3611	102.5	10	1

註 田北家文書「慶応二年七月、長州御征伐二付小倉詰夫人足賃金割賦帳」から作成。

いる。すなわち、塩手村・名子山村・釣小野村の三ヶ村は石合村・城後村・須郷村を補助し、夫役人足負担のない二保村・仲村・山浦村の三ヶ村は橋木村・石合村・井手野村・小津留村・須郷村を補助している。

ところで、第一〇表、第一二表のような数的变化の理由は何であろうか。史料的制約のため断定はできないが、次のように推測することはできる。

六月に小倉行夫役人足徵發の申渡があり、一應地縁的なブロック（例えば直入郡一二ヶ村のような）ごとに夫役人足の人数・賃錢を決定したものと考えられる。直入郡一二ヶ村では、夫役人足一三人、一人の賃錢を九貫三七五匁と決めたのである。夫役人足徵發の申渡では、夫役人足は千石につき五人の割合となっていたので、直入郡一二ヶ村では夫役人足を一五人差し出さねばならないが、それを一三人としている。また、各村での賃錢負担は、おおむね自村負担としたものようである。しかし、翌七月になると夫役人足の割り直しを行つてゐる。ここでも一人当りの賃錢は九貫三七五匁のままとなつてゐるが、夫役人足は一〇人に減らしてゐる。この結果、夫役人足三人分の賃錢約三〇貫の農民負担が軽くなつてゐる。

このようにすると、直入郡一二ヶ村で一五人という基準からみると、五人少なくなることになる。そこで、庄屋一人を宰領として加えることにし、C史料のように再び割り直しをしたと考えられる。庄屋一人が加わった背景には、一〇人の夫役人足が他地域の宰領の下で働くことに対する不安等もあつたのであろうか。ところで、この場合、宰領を夫役人足と同額の賃錢にするわけにはいかず、夫役人足の一・五・二倍程度にすることにすると、夫役人足の賃錢が一人当り九貫三七五匁のままである。各村の負担が六月段階で談合した負担額と大差なくなる。そこで、夫役人足の賃錢を一人当り約七多減の八貫七五〇匁とし、宰領の賃錢を夫役人足の約一・七倍の一五貫としたのである。このため、一二ヶ村の負担額は、六月段階と比較して、約二〇貫減少したことになる。

こうして、直入郡一二ヶ村では、七月に夫役人足一〇人、宰領一人を小倉表に派遣したもののがある。以上のように考えると、直入郡一二ヶ村において幕府が一五人の夫役人足の徵發を命じたのに對し一〇人しか差し出さなか

つたり、日田郡において兵賦代金納に対する猶予を数度願い出したことなどから、豊後の幕領の農民が、幕府の命令に絶対服従してはいなかつたことがうかがえるのである。つまり、日田代官所の農村統制力の弱さ、ひいては幕府の遠隔地幕領における支配力の弱体化の一面をうかがえるようである。

なお、このような傾向は、肥前島原藩の豊後飛地領横領村にもみることができる。次に示す史料は、慶応二年八月、島原藩が第二次長州戦争のため夫役人足を賃錢一日一五匁で徵發しようとした際、農民が提出した願いである。<sup>(21)</sup>

……日雇之義、当村作日雇ニ而も喰出ニル得者十五匁位、左ル得者命ヲ差出罷出ル義ニ付……罷出申間敷、其上……此節之人足ハ何日相掛リル哉難計、左ル得者……日雇増方願出可申……

つまり、農作業の日雇でさえも賃錢一日一五匁位であるのに、「命ヲ差出」ような戦争における夫役人足の賃錢が一日一五匁では安すぎる。また、夫役人足の徵發期間も不明である。そこで、賃錢を増額してほしいというのである。

結局、藩は賃錢の増額をせず、一五匁のままであった。しかし、藩の命令に対し、農民がこのようないい願いを提出するということは、幕領・藩領を問わず、幕末期の農民意識の一面を物語るものではないだろうか。

ところで、日田代官所では、農村統轄力の弱さから発生した夫役人足派遣遲滞や兵賦代金納の猶予願いに対し、慶応二年七月に兵賦代金納及び夫役人足徵發に関する通達を行つた際に、次に示すような申渡を行つてゐる。やや長文であるが、興味ある文言を使用しているので、あえて全文を掲げることにする。

昔の物語りに、魚は水に育ちて水の恩を覺へず、人は太平に生れて太平の恩を知らず、先づ乱世のありさまを述んに、農に肥後・肥前の領となり、暮には筑後・筑前の領となる、年貢・用金の別もなく、銘々持合せの金錢・米穀は軍用に取上られ、夫役はおろか合戦に追やられ、若不承知をいへは、目の前ニ打切られ、泣き差図に隨ひて軍に出れハ、堀に埋め草矢玉の楯となる、其内に敵攻來り、麦を刈青田伐踏、家々を乱妨し、親先祖々辛苦して貯し品ものも一時に奪ひさられ、妻や娘取雜兵の手ニはつかしめられ、親兄弟もちりしく、かの山に隠れ、この谷底にのかれ木の実・茅の根を拾ひ、わづ

かに命をつなぎ、今は敵も去りぬらんと我村里に立帰れハ、住馴し家居ははや焼打之煙となり、跡かたもなく一片の荒地となれり、今は生て何のかひあらん辻、首くるもあり、又うへ死するもあり、又四方にさまよふもあり、生きながらの地獄とは乱世のことならん、源平カタシマ此かた五・六百年の間は大体此ありさまにて民百姓一日も安き心はなかりしそ、然るに御当代にいたり、三百年に近き御治世ニ而銘々家業に精出し、父母妻子を安穩にはこくみ、たまく盜人かたりの類有りても、其おりくに御上カミ御詮儀下され、壱文錢たりともおのかものハ他人カナヘ指毫本さゝざるハ、全く太平の御恩なり、又伊勢参宮・本山参・上方見物・角力・芝居・祇園の山や益踊りと自由に遊び樂しみ、年老てハ朝夕に寺とぶとして後生を願ふも、皆太平の御恩なり、かかる有かたき事をも弁へす、おのか身ひとつで渡世のなる様に心得るハ、以外の間違なり、此太平の御恩は大海カミも猶深く、深弥の山よりも猶高し、かかる有かたき御治世を覆さんとする長州の仕かたこそにくけれ、先つ尊王攘夷とて禁裏様を尊ミ夷国人を追払ふと唱へ、一旦世間の人気をとりけれ共、内心には禁裏様を奪ひおのか山口の城に移し奉り、自身公方様ニならんとの企、其事あらハれ、御所御固めも御免となり、大膳親子ハ国にて閉門、夫にもこりす又も禁裏様をおひやかし奉らんと、家来・浪人を上京させ、御所に向ひ鉄炮を放ち軍を仕かけ、朝敵となれり、又英吉利には戦ひ負て降参し、かれか旗下同やうとなる、ケ様に禁裏様には謀反し、夷国人には降参し、其上夷人の力をかりて公方様を推倒さんと企るハ、大それたる事ならずや、夫故、御征伐と相成れ共、合戦始りてハ世上一統の迷惑ならんと、公方様には格別の御勘弁あらせられ、度々御慈悲の御取計もあり、されとも一回謀反をするからハ、毒喰は皿ねふれと、とこまでも御敵対申ゆへ、無余儀御征伐遊ざる御事なり、右の訳ゆへ、此節の御禁裏様・公方様・御大名様は勿論下もくの民百姓までの一大事にて、是迄の通りの太平ニなると、又は源平此かたの様に数百年計之乱世になるとの界にて、上様にも一方ならぬ御心配申も恐多事、禁裏様には朝夕に御心を悩まされ、公方様を始め御大名様方江も長州御征伐の御綸旨を賜り、公方様には御本丸の御炎上をも其傍にさし置れ、はるく御旗に一とせ余りも雨風をしのかせ給ひ、又其上に芸州迄も御進発、槍・長刀の露をおとし、鉄炮矢玉の面に立玉わんとのおほしめしハ、勿体なき事と

ともなり、御老中様始、広島・小倉に御出張の御大名様方の御心配ハ如何計りありなん、又御支配様の此炎天に一駿かけにてあちこちと御苦勞成さるゝへいつれと見らるゝ通りなり、ケ様に上々様方御苦勞遊はすも、世をいつ迄も太平にいたし、民百姓を安穩にくらさせたしとのおほしめし、夫を御料の民百姓として余所／＼敷見なし、恐多も御征伐をよしのあしのといろ／＼の小言を申は、勿体なき事にて、水に住魚の水の恩を知らざると同様なり、今度此節こそ我々ともか三百年近き太平之御恩報する時節にて、よそ外を見くらへす、銘々力の及はんだけ御奉公申へき事ならずや、

寅七月

この申渡によって、日田代官所が、長州戦争の意義を御国恩の面から農民の心情に訴え、夫役人足徵發を推進しようとしている点が注目される。

### 三 鉄砲組と軍資金上納

物資徵収や夫役人足徵發の他に、豊後の幕領では、鉄砲組の編成や軍資金の上納獎励がなされている。

まず、鉄砲組の編成についてみてみよう。鉄砲組は、豊後では玖珠郡と日田郡の幕領において編成しているのをみると(23)できる。

鉄砲組に関する通達は、慶應元年五月に行われた。<sup>(24)</sup> その内容の要旨は、次のようである。

①獵師鉄砲・威鉄砲を所持している者は、平素から非常時に備えて玉薬の用意をしておくこと、②非常時の通達があり次第、鉄砲を持参し、代官等の差図に従うこと、③参加者の働きに応じて褒美が下される、④もし不参加者がいた場合は、「鉄炮取上ヶ、嚴重之沙汰」をするので、そのことをよく心得ておくこと、というものである。

このように、鉄砲組編成に対する心構えを示し、翌慶應二年四月二〇日には、「村々獵師鉄砲御免之もの共之内、十五歳以上四十歳迄壯強之もの、人数一村限幾人有之ひ哉」という調査を実施している。<sup>(25)</sup> この調査の目的は、明らかに鉄砲組の構成員

を選び出すことである。各村では、「獵師鉄砲御免之もの」の人数・名前・年齢などを記して提出している。<sup>(26)</sup>

六月になると、鉄砲拾人組及び小倉詰の順番が発表される<sup>(27)</sup>。玖珠郡についてみると、第一三表のようである。第一三表によると、鉄砲拾人組は、村高とは無関係に、「獵師鉄砲御免之もの」の人数によって編成されていると考えられる。また、鉄砲拾人組の編成は近隣の者同志を組み合わせることを原則としていたようである。このため、郡域を越えて鉄砲拾人組を編成することはしていない。鉄砲拾人組の組み合わせの例を示すと、二三番組は近隣の田野村六人と湯坪村四人で構成され、三七番組は近隣の松木村八人と辻村二人で構成されているという具合である。

なお、七月三日に、次に示すような申渡が行われている。<sup>(28)</sup>

……拾人組ニ而順番小倉詰被仰付、持主共是迄持參之鉄砲ニ而者不相成、西洋筒日田表ニおいて稽古之上、小倉出張被仰付ゆ……

つまり、獵師鉄砲では戦場で役に立たないので、日田代官所において、同代官所配備の西洋鉄砲で訓練をし、西洋鉄砲持参で小倉表へ派遣されたと考えられる。なお、玖珠・日田両郡の鉄砲拾人組は、第一四表のよう、

第13表 玖珠郡における鉄砲組編成

村名	村高(A)	鉄砲組人数		備考(○番号は鉄砲組番号)
		人數(B)	A/B	
戸 烟	2632.375	30 (人)	87.7	⑪ 10人、⑬ 10人、⑮ 10人
松 木	1464.749	13	112.7	⑯ 8人、⑯ 5人
野 上	1126.688	11	102.4	⑯ 2人、⑯ 9人
右 田	1078.375	12	89.9	⑯ 1人、⑯ 10人、⑯ 1人
四 日	1040.821	4	260.2	⑯ 4人
後 野	581.267	8	72.7	⑯ 8人
恵 良	549.083	3	183.0	⑯ 3人
辻	429.929	4	107.5	⑯ 2人、⑯ 2人
田 野	398.613	22	18.1	⑯ 6人、⑯ 10人、⑯ 6人
書 曲	306.289	1	306.3	⑯ 1人
下 旦	272.485	2	136.2	⑯ 2人
湯 坪	266.885	8	33.4	⑯ 4人、⑯ 4人
上 旦	219.624	2	109.8	⑯ 2人

註 (1)村高は、『豊後国旧県管地沿革記附録』から作成。

(2)鉄砲組人數、鉄砲組番号は、麻生家文書「慶応二年、諸御用留日記」から作成

(3)A/B欄は、小数点第二位以下を四捨五入した。

(29)

二三番組から五八番組までに編成されており、両郡は四五番組まではほぼ交互になつてゐる。このことから、小倉上番は、両郡がほぼ交互に行われたものと考えられる。両郡の他に豊前の下毛郡が二四番組に一組みられるが、これは二三番組以前に豊前の幕領が編成されていたことを示すものようである。また、四六番以降日田郡の鉄砲拾人組が続いていることから、日田

・玖珠両郡以外の豊後の幕領は、鉄砲組を編成しなかつたとも考えられる。

小倉詰の日数や小倉表での活動など鉄砲組に関する詳細は、史料的制約のため明らかにしえないが、今後の課題としたい。  
次に、軍資金上納についてみてみよう。

幕府は、慶應元年五月に次に示すような申渡を行つた。  
(30)

### 申渡

近年……難算御用途打続折柄、

尚又今般御進発ニ付而者、莫太

之御入用高ニ付、為御融通、江

・坂・御料所之百姓・町人之

内、身柄相應之者、且諸寺院等

ニ至迄も御用金可被仰付渡……

尤金高井納方之儀者、町年寄共

可申渡候……

但、此度被仰出之用金之儀

者、來貳年々十ヶ年ニ割合御

下戻相成候間、其段相心得候

第14表 鉄砲組編成

組番号	郡名	組番号	郡名
23	玖珠郡	41	玖珠郡
24	下毛郡	42	日玖田
25	日玖田	43	珠田
26	玖珠田	44	珠田
27	玖日	45	田珠
28	日玖	46	田田
29	日玖	47	田田
30	日玖	48	田田
31	日玖	49	田田
32	日玖	50	田田
33	日玖	51	田田
34	日玖	52	田田
35	日玖	53	田田
36	日玖	54	田田
37	日玖	55	田田
38	日玖	56	田田
39	日玖	57	田珠
40	日	58	田

註 麻生家文書「慶應二年、諸御用留日記」から作成。

丑五月

つまり、江戸・大坂・幕領の農民や町人、及び諸寺院などに長州戦争の軍資金の上納を命令したものである。そして、この上納された軍資金は、慶応二年から一〇年賦で返還するというのである。

上納額もある程度は指示されていたようであるが、明らかにしえない。ただ、玖珠郡内幕領に命令された際に、金一両以上は五ヶ年割、金三分三朱以下は一時上納と定められていることから、少しでも多く上納させようとした意図をうかがえそうである。

玖珠郡上旦村の上納状況をみると、慶応二年三月に金五両三分一朱、同年六月に金五〇両を上納している<sup>(32)</sup>。しかし、慶応元年五月の申渡に記されているような返還がなされたという史料はみいだせない。

### むすびにかえて

以上、二次にわたる長州戦争に際し、豊後の幕領農民に課された諸負担をみてきたが、総括すると以下のようになる。

(一)第一次長州戦争に際しては、豊後の幕領からは、元治元年一〇月に沓・秣・草鞋・大豆・味噌が徵収されている。

(二)第一次長州戦争では、夫役人足の徵発はみいだしえない。史料的制約のため断定はできないが、第一次長州戦争は戦闘になつていないので、夫役人足を豊後の幕領から徵発するまでには至らなかつたものであろうか。

(三)第二次長州戦争に際しては、まず慶応元年五月に生梅が徵収されている。この生梅の徵収をみる限り、幕領すべてに一定の割合で村高に応じて徵収量を決定したのではなく、地縁的なブロックごとに徵収量を決定したかのように考えられる。

(四)そして、慶応二年六・八月にかけて、秣・大豆・沓・草鞋・味噌・松明などが徵収されている。これらの物資の中には、すべての村から徵収されていない品もある。また、これらの物資は、郡会所または庄屋宅に集められ、そこから順次日田代官所経由で小倉表に運搬されたものと考えられる。そのため、慶応二年七月徵収の味噌は発送される前に戦争が終わったため

残った分は翌慶応三年五月に各村に割返されたものと考えられる。

(四)夫役人足の徵発についてみれば、日田郡の幕領では、慶応二年六月に申渡がなされているが、兵賦代金納と重なったこともあり、夫役人足を派遣しなかつたため、七月に再び申渡がなされた。直入郡の幕領では、一二ヶ村内での夫役人足の配分を数度検討し、結局申渡の割合の三分の二の人数しか派遣していない。

(六)また、七月の夫役人足徵発の申渡に際して、日田代官所は、御恩を説くことによって、長州戦争の意義を農民の心情に訴えて、夫役人足徵発などを説得している。

(七)このような日田代官所の措置や農民の態度に、豊後の幕領における幕府の農村支配弱体化的一面をみるとことができそうである。

(八)物資徵収や夫役人足徵発の他の負担としては、鉄砲組編成や軍資金上納があった。

以上、粗雑な考察に終つたが、史料的制約のため推測の部分も少なくなつた。今後の史料調査と研究によって、その欠を補う所存である。

ところで、長州戦時における豊後の諸藩の動向については、従来、譜代・外様という藩組みでとらえられがちであった。

しかし、前述の譜代島原藩豊後飛地領の農民の態度にみられるように、藩の意向とは関わりなく、農民が全面的には藩の政策に従つていられない状況がみられた。このようなことから、長州戦争における諸藩の動向を、農民に視点をあてつつ考察することが必要ではなかろうか。長州戦争時における豊後の諸藩領農民の動向については、別稿で考察することにする。

なお、慶應元年七月に、日田代官所が編成した農兵隊「制勝組」については、前述の鉄砲組との関連も考えられるが、紙幅の都合で別稿を用意したい。

註 (1) 「史学雑誌」第九十編第九号

(2) 古田耕次「長州征伐における紀州藩農民の動向——在夫徵発をめぐって——」『歴史評論』九八号、豊田寛三「長州戦争と村落の動向

—広島藩における世直し状況研究の一視角—』『近世社会経済史論集』（一九七二年、吉川弘文館）所収、などがある。

- (3) 前掲久留島氏論文
- (4) 「新訂増補国史大系・続徳川実紀」第四編（一九七六年、吉川弘文館）
- (5) 維新史料編纂事務局『維新史』第四卷（一九四一年）
- (6) 伊東尾四郎編『小倉市誌』上巻（一九二一年、小倉市役所）
- (7) 直入郡城後村田北フサ子氏所蔵文書（以下、田北家文書と略）「元治元年十月、御公儀様長州御征討二付秣・沓・草鞋・大豆・味噌割賦帳」、九重町上旦麻生鍊太郎氏所蔵文書（以下、麻生家文書と略）「元治元年十月、御公儀様長州御征討二付秣・沓・草鞋・大豆・味噌割賦帳」、九重町上旦麻生鍊太郎氏所蔵文書（以下、麻生家文書と略）「元治二年、諸御用留帳」
- (8) 田北家文書「慶応元年五月、長州御征伐ニ付梅郡中割賦帳」、麻生家文書「元治二年、諸御用留帳」
- (9) 田北家文書「慶応二年六月、御公儀様長州御征伐ニ付秣・大豆割賦帳」
- (10) 田北家文書「慶応二年七月一七日、長州御征伐ニ付諸品取立帳」
- (11) 田北家文書「慶応二年八月、長州御征伐ニ付飼葉割賦帳」
- (12) 田北家文書「慶応三年五月六日、長州御征伐味噌割返シ帳」
- (13) 「豊後日田永山布政史料」下巻
- (14) 日田郡大山村矢幡健氏所蔵文書（以下、矢幡家文書と略）「慶応二年小倉一件御用留、其外諸扣」
- (15) 前掲久留島氏論文
- (16) 永山神主家文書「慶応二年日記録」
- (17) ~ (19) 矢幡家文書「慶応二年小倉一件御用留、其外諸扣」
- (20) A・B・C史料は田北家文書
- (21) 高田市横嶺渡辺敏喜代氏所蔵文書「慶応二年、御触状・諸願一切御用日記」
- (22) 矢幡家文書「慶応二年小倉一件御用留、其外諸扣」

(23)～(29) 麻生家文書「慶応二年、諸御用留日記」

(30) 『改訂肥後藩国事史料』卷五

(31)～(32) 麻生家文書「慶応二年、諸御用留日記」

付記、小稿をなすにあたって御指導いただいた恩師豊田寛三先生に感謝申しあげるとともに、史料閲覧に際して多大の御配慮をいたいた大分県史編纂班ならびに文書所蔵者の方々にお礼を申しあげたい。また、文書調査ならびに執筆にあたって父佐藤満洋の指導をえた。記して謝意を表したい。

( )

## 会 告

※ 会費のご納入は、次のいずれかでお願い致します。

(1) 郵便振替口座 下・関・八・一・五・一・九・四 大分県地方史研究会あて（振替口座が変更になりましたので御注意下さい。）

(2) 大分銀行県庁内支店・通普預金口座 一・六・四・三・二・一 大分県地方史研究会あて

※ 会員の方で、本誌以外に論文等を発表された時は、抜刷等を本会あてお送り下されば幸です。また出版された時は、チラシか出版物をお届けいただければ、販売のお手伝を致します。